

## 坂井市多世帯近居の中古住宅取得支援事業

この事業は、子育て又は介護の面で助け合いながら暮らすことのできる良好な住環境を創出するため、多世帯近居の推進及び空き家の有効活用を図ることを目的としています。

### 補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たす者

- (1) 市内において、新たに多世帯近居するために中古の一戸建て住宅の購入を行う者
- (2) 宅地建物取引業者が仲介する中古住宅又は売り主となる中古住宅を購入する者（相続もしくは贈与による取得、3親等以内の親族間の売買又は個人売買でないこと）
- (3) 坂井市税を滞納していない者
- (4) 10年以上居住する見込みのある者

※交付決定前に売買契約を締結している者は補助対象外となります。

**【多世帯近居】**…直系親族の世帯が市内の同一小学校区または概ね車で5分圏内に別に居住すること。ただし、直系卑属の単独世帯は除く。

### 対象となる事業

次に掲げる要件をすべて満たす中古住宅の取得費

- (1) 中古の一戸建て住宅であること（住宅の床面積の1/2が居住の用に供されるもの）
- (2) 国、県、市における他の補助制度を利用して住宅を取得する場合、その対象部分の経費については当制度の補助対象外とする。

### 補助金の額

補助対象経費の1/3（千円未満切り捨て）とし、  
30万円を限度とする。

**募集件数** 2件（募集件数に達し次第終了とします。）

**募集期間** 令和4年5月9日（月）～令和4年12月23日（金）午後5時必着とする。

**申込方法** 本庁都市計画課にある申請書に必要書類を添えて提出してください。  
（申請書は、ホームページからもダウンロードできます。）

**提出先** 〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1  
坂井市役所 建設部 都市計画課 (0776-50-3052)